

# 「化学物質政策基本法」（仮称）試案の提言

2008年5月

「ダイオキシン・環境ホルモン対策国民会議」

代 表 立 川 涼

東京都新宿区四谷1-2-1 戸田ビル4階

TEL 03-5368-2735 / FAX 03-5368-2736

E - mail: [kokumin-kaigi@syd.odn.ne.jp](mailto:kokumin-kaigi@syd.odn.ne.jp)

<http://www.kokumin-kaigi.org>

## はじめに

私たち「ダイオキシン・環境ホルモン対策国民会議」は、1998年9月、全国158名の女性弁護士が呼びかけ人となり、学者・医師・作家・法律家など50名の学際的発起人によって設立されました。ダイオキシン・環境ホルモンをはじめとする有害化学物質汚染から人の健康と環境を守るために、予防原則に立った具体的政策を提言することを目的に活動しています。

これまで、「ダイオキシン類緊急対策提言」（第1次～第3次、1999～2000年）、『循環型社会基本法』（仮称）の立法提言」（2000年）、『容器包装リサイクル法』の改正提言」（2002年）、『子ども環境保健法』（仮称）の立法提言」（2003年）、『アスベスト対策基本法』（仮称）の立法提言」（2005年）「鉛のリスク削減に関する提言」（2006年）等を行っています。

今般、環境省、厚生労働省、経済産業省の3省合同による化学物質審査規制法（化審法）の見直し作業が行われています。化審法は、カネミ油症事件の発生を機に、昭和48年に難分解性・高蓄積性・有害性のある化学物質についての事前審査及び製造使用の規制を行うために制定されたもので、当時としては世界に先駆けた内容の法律でした。しかし、その後30余年を経て、今やその枠組みを含めて抜本的な見直しが求められています。

周知のように、化学物質管理のあり方をめぐっては、今、世界的にも大きな転換点を迎えているといっても過言ではありません。EUでは、約8年をかけて従来の化学物質政策の抜本的な見直し作業が行われ、2006年には既存の法令を統合した画期的な新法「化学物質の登録・審査・認可に関する法律（REACH）」が制定されました。

また、国連でも、2002年のヨハネスブルク・サミットで「化学物質による健康や環境への悪影響を2020年までに最小化する」との目標（2020年目標）が合意され、

これを受けて新たな国際化学物質管理戦略（SAICM）が 2006 年に採択されています。SAICM においては、多様な関係者の参加の下で、化学物質管理に関する国家戦略を策定することが求められていますが、日本では、未だそのような国家戦略は策定されていないのが実情です。

このような状況に鑑みるならば、化審法の細部の見直しをする前に、まず化学物質管理をめぐる現行制度の問題点を洗い出し、化学物質による人の健康や環境への悪影響を最小化するために、省庁横断的に総合的管理をすすめるための基本理念・基本戦略を定める基本法を制定し、その下で化審法を含む既存の法律の見直しをする必要があります。そこで、私どもは、このような観点から「化学物質政策基本法」（仮称）の試案を作成しました。この試案をご検討いただき、一日も早く化学物質政策に関する基本法を制定し、国家戦略を策定されますようお願いしております。

## 第1 「化学物質政策基本法」(仮称) の位置づけ

### 1 「化学物質政策基本法」と個別法の関係

「化学物質政策基本法」及び「化学物質評価・調整委員会」、並びに主要な個別法令との関係は別紙図1のとおりです。(□は新規立法)。

### 2 新規立法の必要性

化学物質政策基本法(以下、基本法といいます)の基本理念・基本施策に則り、以下の新法を立法化する必要があると考えます。

#### (1) 「化学物質基盤法」(仮称)

新規・既存を問わず、一定生産量以上の化学物質には事前登録・審査が必要と考えますので、その旨と全ての用途を通じての規制、並びに排出等の登録について定める新法「化学物質基盤法」(仮称)を制定する必要があります。現行の化学物質審査規制法と化学物質排出把握管理促進法を合体させたような法律ですが、基本法の理念に立脚して、抜本的に再構成することが必要なため、新規立法化して、新規・既存を問わず一元的な管理を可能にすることが求められています。

#### (2) 「消費者製品規制法」(仮称)

消費者製品についても、薬事法や農薬取締法のように事前登録制度や販売管理制度を導入する必要があります。また、現行の家庭用品の規制法・家庭用品品質表示法・消費生活用製品安全法を統合して、消費者の健康の保護と生態系の保全のための一元的管理の枠組みを創設することが求められます。さらに、循環型社会の形成推進の観点から、消費者製品についての拡大生産責任原則を明確化し、生産者に回収、再利用、適正処理を義務づけることが必要です。基本法に則り、これらの点を踏まえた新法「消費者製品規制法」(仮称)の立法化が望まれます。

(3) 「殺虫剤等規制法」(仮称)

現行の農薬取締法は、農作物を害する菌、線虫、ダニ、昆虫、ネズミ等の防除に用いられる殺虫剤等の薬剤を対象にしていますので、同じ成分の薬剤であってもそれ以外の用途で使用される場面では適用されません。薬剤の成分に着目し、農作物防除以外の用途で使用される場面についても、登録制度を設け、販売・使用の規制を行なうとともに、防除業者への規制も設ける必要があります。現行の農薬取締法を基本法に則って抜本的に見直して、新たに「殺虫剤等規制法」(仮称)を立法化することが求められます。

(4) 「化学物質被害者救済法」(仮称)

シックハウス症候群、化学物質過敏症など新たな化学物質による被害者が増大していますが、このような被害者を適正に救済する法律が現行制度にはありません。こうした被害者はごく微量の化学物質に反応するため、しばしば日常生活にも多大な困難をきたしているのが実情です。こうした被害者の一時避難のための転居を可能とするような新たな救済制度がぜひとも必要です。

ナノ技術に関する基本法の制定

※(注) なお、ナノ技術については、別途新法〔「ナノ技術基本法」(仮称)または「新技術開発・評価基本法」(仮称)など〕の制定が必要と考えますが、ここでは触れません。

## 第2 「化学物質政策基本法試案の概要」

### 目的（第1条）

化学物質によるリスクの低減に関する施策に関し、基本理念を定め、関係者の責務及び役割を明らかにするとともに、施策の基本事項を定めることにより、化学物質によるリスクの低減に関する施策を長期的、総合的、計画的に推進

### 基本理念（第3条～9条）

- ① 上市前のリスク評価（ノーデータ・ノーマーケットの原則）
- ② 影響を受けやすい人々（胎児・子どもなど）や生態系への配慮
- ③ ライフサイクル管理（研究開発から、製造、使用、リサイクル、処分に至るまで）
- ④ 予防的取組方法（予防原則）
- ⑤ 代替化の促進（代替原則）
- ⑥ 施策の策定へのすべての関係者の参加の確保（協働原則）
- ⑦ 国際的協調

### 関係者の責務・役割（第10条～13条）

- 国の責務  
基本理念にのっとり、化学物質のリスク低減に関する施策を総合的に策定、実施する
- 地方公共団体の責務  
基本理念にのっとり、国との適切な役割分担を踏まえ、地域の自然的経済的社会的諸条件に応じた施策を策定し、実施する
- 事業者  
基本理念にのっとり、

- ・化学物質のリスク低減について第一義的な責任を有することを認識して、ライフサイクルの各段階において必要な措置を適切に講じる
- ・製品の使用、廃棄にかかるリスクの低減やリスク低減に資する原材料、役務等の利用に努める（拡大生産者責任）
- ・正確かつ適切な情報の提供に努める
- ・国等が実施する施策に協力する

#### ○ 消費者の役割

化学物質に関する知識・理解を深めるとともに、施策について意見を表明したり、主務大臣等に必要な措置の申出を行うように努めることによって、化学物質によるリスク低減に積極的な役割を果たす

### 基本施策（第16条～36条）

- ① 化学物質基本計画の策定
- ② 化学物質の登録
  - ・新規化学物質の製造、輸入者は、所要のリスク評価を行い、その結果を用途とともに化学物質評価・調整委員会（以下「委員会」という）に登録
  - ・既存化学物質の製造、輸入者は、政令で定める期間内に、所要のリスク評価を行い、その結果を用途とともに「委員会」に登録
  - ・登録された用途以外の用途でしようとする者は、所要のリスク評価を行い、その結果を用途とともに「委員会」に登録
- ③ 高懸念物質への規制の実施
  - ・製造、輸入、運搬、使用、排出を制限
  - ・事業者による回収、適正処理を確保
- ④ 化学物質に関する情報の共有
  - ・製造、輸入者から、使用、廃棄する者への適切な情報提供（上流→下流への情報提供）

- ・化学物質を用いた製品の製造者、廃棄者から、当該化学物質の製造、輸入者への適切な情報提供（下流→上流への情報提供）
- ⑤ 国際的な連携を確保しつつ、適切な表示精度を構築（GHSに準拠した表示制度の構築）
- ⑥ 製造、輸入、貯蔵、取扱、排出、移動に係る化学物質の量の届出及び公表（PRTTR制度の拡充）
- ⑦ 非意図的化学物質の管理の推進
- ⑧ 緊急事態への適切な対処の確保
- ⑨ 国際協力の推進
- ⑩ 高懸念物質の国際移動の抑制
- ⑪ 紛争の処理及び被害の救済のために必要な措置の実施
- ⑫ 原状回復のための必要な措置の実施
- ⑬ 情報及び意見交換の促進
- ⑭ 主務大臣等に対する申出
- ⑮ 関係行政機関相互の密接な連携の下での施策の策定
- ⑯ 試験研究体制の整備、研究開発の推進、研究者の養成等
- ⑰ 化学物質に関する情報の収集、整理、活用
- ⑱ 化学物質に関する教育、学習の振興及び広報活動の充実

#### 化学物質評価・調整委員会の設置（第37条～56条）

- ① 国家行政組織法3条2項の委員会（独立行政委員会）として設置（現行の公害等調整委員会の改組を念頭に置いている）
- ② 任務・・・化学物質に係るリスク評価の実施及びライフサイクルの各段階における紛争の迅速かつ適正な解決を図る
- ③ 主要な所掌事務
  - ・化学物質の登録

- ・事業者によるリスク評価の審査及び必要な措置の実施
- ・リスク評価の実施
- ・リスク評価の結果に基づく施策を関係大臣に勧告
- ・施策の実施状況の監視、必要な措置を関係大臣に勧告
- ・化学物質に係る紛争のあっせん、調停、仲裁、裁定
- ・関係機関の長に意見を述べる
- ・調査研究の実施
- ・関係者相互間の情報共有及び意見交換（リスクコミュニケーション）

#### ④ 組織等

- ・委員7名で構成（3名は非常勤）
- ・両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命（任期5年）
- ・委員会は、施策の立案にあたっては、ステークホルダー会議を開いて、広く関係者と協議しなければならない
- ・専門委員、事務局の設置

#### 罰則（第57条）

- ・秘密漏洩に対する罰則

### 第3 「化学物質政策基本法」の試案

別紙のとおり